

乾式貯蔵施設・リラッキングに関する質問書

死の灰＝放射能を これ以上増やしてはならない 玄海 3・4 号機の稼働中止を求める

2019 年 4 月 15 日

九州電力株式会社

代表取締役社長 池辺 和弘様

2 月 8 日の佐賀県議会原子力特別委員会において、「2サイクル目の運転が終わった時に、リラッキングに関する国の審査がまだ終わっていないならば、(工事が間に合わないから)次は再稼働しないということが最良の手段ではないか」との質問に対して、参考人として出席した貴社の中村明常務は「仮定の質問でこれになったらどうなるということについては今考えてございません」と回答した。

「仮定」というのなら、「六ヶ所再処理工場は予定通り運転開始する」「核燃料サイクルは回っている」「最終処分場は国民の責任で確保できる」「大事故は起きない」などという、すべて都合のいい仮定の下で原発を進めているのは九電自身ではないか。そして、その被害や犠牲は住民に一方的に押し付けられるのだ。

乾式貯蔵施設建設とリラッキング工事を許せば、行き場もなく処分方法も決まっていない“死の灰”＝放射能が玄海の地にさらに増え、永久に留め置かれることになりかねない。

東京電力福島第一原発事故は 8 年経過した今なお収束しておらず、原子力緊急事態宣言発令中である。最大の教訓は原発事故を繰り返してはならないということだ。

私たちは九州電力に対して、玄海原発 3・4 号機の即刻稼働停止を求める。

以下の質問への回答を求める。

(1) 使用済み核燃料

①新燃料と使用済み核燃料に含まれる放射性物質は、それぞれ何種類で放射エネルギーはどれぐらいか。

(2) 制限容量

九電は、使用済み核燃料貯蔵プールがいつ満杯になるかについて、「管理容量」という言葉でこれまで説明してきた。これは電事連でも使われ、九電が佐賀県議会などで説明する時にも使ってきた。しかし、2 月 5 日の規制委審査会合への資料で、突然「制限容量」という言葉を持ち出した。

②3・4 号機再稼働の際の設置変更許可申請書や、今回のリラッキング申請においても設計方針に、管理容量を守る設計とすることが明記されているが、管理容量を超えることは違反とならないのか。

③「制限容量」について、周辺自治体や住民への説明はしたのか。

(3) 乾式貯蔵施設

④乾式貯蔵施設の「設計貯蔵期間」は何年か。キャスクの耐用年数は何年か。

⑤搬出先とする六ヶ所再処理工場はいつ稼働するのか。玄海からいつ搬出するのか。

⑥六ヶ所再処理工場が稼働しない場合、どこに搬出するのか。

⑦貯蔵期間終了後はどこに移送されるのか。六ヶ所再処理工場の寿命は何年か。

⑧第二再処理工場はいつどこにできるのか、具体的に示されたい。

⑨キャスク壁の腐食・ひび割れの点検・監視はどのように行うのか。

- ⑩キャスク内部のバスケットや被覆管の健全性はどのように検査し、保証するのか。
- ⑪貯蔵建屋が地震で倒れたとき、除熱機能が働くことはどのように保証されるのか。
- ⑫キャスクに異常があった場合、修理はどこでどのように行うのか。

(4)リラッキング

- ⑬なぜ、未臨界対策としてボロンを添加するのか。
- ⑭福島第一原発では使用済み燃料プールはすべてリラッキングされたものだったが、その影響について技術的分析はなされたのか。
- ⑮審査と工事期間をどう想定しているか。

(5)貯蔵プール

- ⑯プールが満杯となっている時に使用済み核燃料やプールの修理が必要となった場合、どのぐらいのスペースが必要と考えているか。また、どのように作業するのか。

(6)使用済み MOX 燃料

- ⑰4月1日から九電は第二再処理工場事業費を原価として電気料に転嫁し始めた。具体的な説明を求め
- る。

**プルサーマルと佐賀県の100年を考える会／玄海原発反対からつ事務所
原発を考える鳥栖の会／今を生きる会／原発知っちよる会／風ふくおかの会
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会／たんぼぼとりで
東区から玄海原発の廃炉を考える会／福岡で福島を考える会／あしたの命を考える会
怒髪天を衝く会／玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会**